

文化審議会 著作権分科会法制問題小委員会

～ 著作権法30条にかかわる意見 ～

2011年7月7日

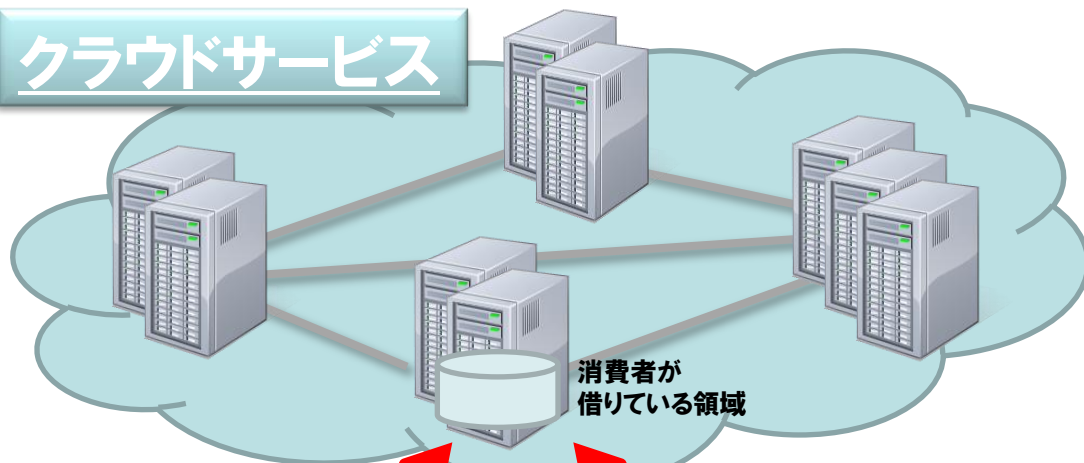


一般社団法人モバイル・コンテンツ・フォーラム

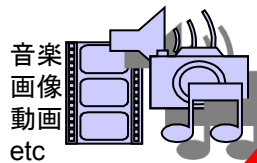
<http://www.mcf.to>

今後のトレンド ～クラウドサービス～

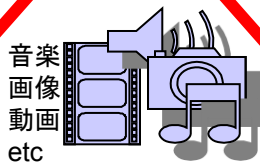
クラウドサービス



消費者が
借りている領域



音楽
画像
動画
etc



音楽
画像
動画
etc



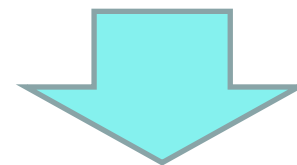
PC

消費者が借りているクラウド
の中の閉じた専用領域に各
デバイスよりアップロード、ダ
ウンロードを行う



携帯端末

「クラウドサービス」の一類型
「ストレージサービス」
(消費者が私的複製をした
著作物を個人的に使用す
るために蓄積している便利
なサービス)



クラウドサービスに合わせて
私的複製範囲の整理が必要

今後のトレンド ～ソーシャルサービス～

日本においては
Mobage、GREE、mixi等



2008年	2009年
157億円	447億円(対前年比284%)

※デジタルコンテンツの課金収入が急拡大

グローバルにおいては
Facebook、Twitter等



アクティブユーザーが5億人超～
※ソーシャルグラフを活用したサービスが急拡大

コンテンツビジネスは、広告モデル、課金モデルに関わらず
ソーシャル化によって変革している。

著作権法30条1項3号について(1)

著作権法1項3号…

- ・利用者による特定のダウンロード行為について、著作権法違反であることが定められている 現状、罰則はない

消費者において、違法ダウンロードか判断が容易ではない現状がある

- ・ダウンロード対象が本当に違法にアップロードされた著作物か？
- ・悪意がなくても法上の「事実を知って」に該当してしまう可能性は？

罰則が定められると、…

- ・判断が容易ではないために消費者が行動を委縮することが想定される
 - それとともに著作物の利用が阻害される
 - 我が国の文化の発展も新しいビジネスも生まれにくくなり、社会全体へも悪影響を及ぼすと想定される

これでいいのだろうか？



利用者保護、文化の発展、経済発展の観点から、著作権法30条1項3号の厳罰化は慎重にすべきとの意見を持っています。

著作権法30条1項3号について(2)

この問題はシンプルにとらえる必要性があると思います

著作権者の保護の観点から考えても、

- ・利用者による特定のダウンロード行為についてではなく、
- ・そもそも、著作権法に違反してアップロードしている者の問題が大きい

まずは基本に立ち返ることが妥当であろう



利用者保護、文化の発展、経済発展の観点から、
著作権法30条1項3号の厳罰化は慎重にすべき
との意見を持っています。



規制対象として問題の大きい、
違法アップロードした者に対しての対策を検討することが妥当
との意見を持っています。

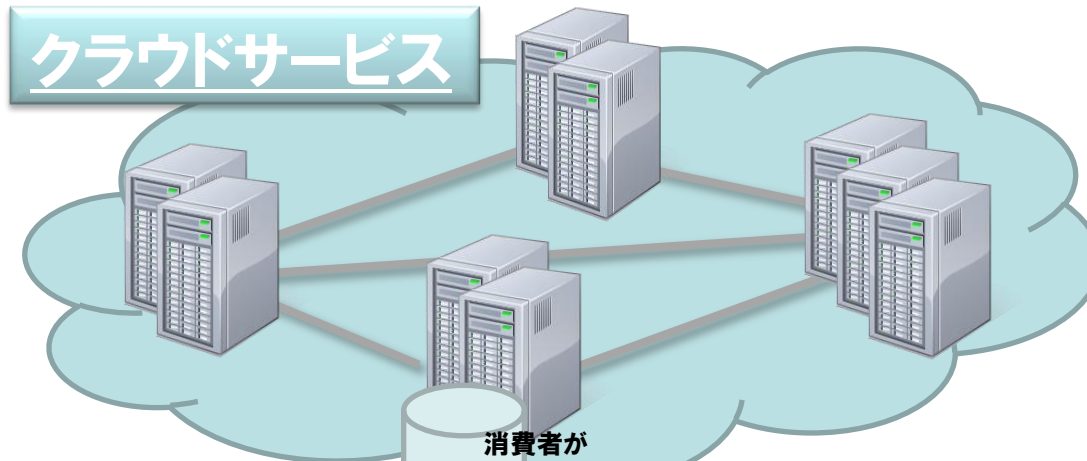
最後に ～著作権法30条へのMCF意見まとめ～

MCFでは、著作権法30条(私的使用のための複製)について著作権者の独占排他的な権利の保護と利用者保護、文化の発展、経済の発展のバランスが重要であると考えます

MCFとしての意見

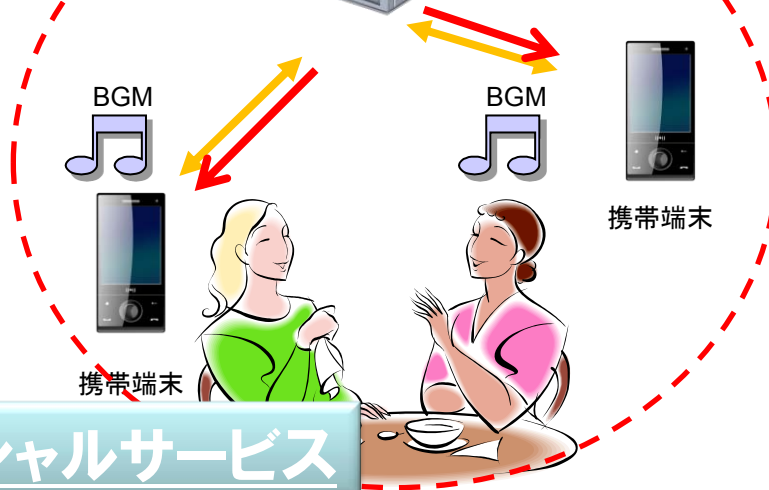
- ①法の目的にかなない著作権者の権利を事実上害しない範囲で、著作物の私的複製の範囲を文化及び経済の発展を阻害しないように判断することが妥当
- ②特に消費者保護の観点から30条1項3号の厳罰化は慎重にすべきであり、著作権者の保護の観点から違法アップロード側の対策を検討することが妥当
- ③技術的保護手段の回避規制については、利便性との関係で保護強度等に差異があるとしても文化及び経済の発展に必要なものであり、実態として利用されている技術的保護手段が網羅されるように定義することが必要

ご参考資料 ～ 将来、考えられるサービス事例 ～



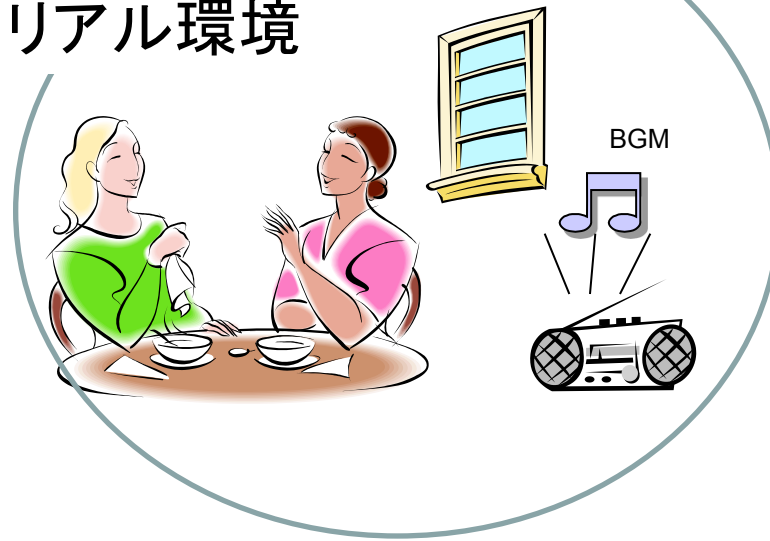
リアルな世界で一般的に認められている利用形態は、ネットの世界でも認められる必要があるのでは。

ネット環境



=

リアル環境



ソーシャルサービス